

こ 支 家 第 2 4 号
令和6年1月17日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right]$ 民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

「児童扶養手当の現況届等について」の一部改正について

今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)に基づき、「児童扶養手当の現況届等について」(平成28年6月16日雇児福発0616第1号)を別添のとおり一部改正したので通知する。

なお、各都道府県においては、管内市区町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対し周知をお願いする。

児童扶養手当の現況届等について

(平成28年6月16日雇児福発0616第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

改正後	現行
児童扶養手当の現況届等について 〔平成28年6月16日雇児福発0616第1号 各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部（局）長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知〕 改正 平成29年4月28日雇児福発0428第2号 <u>令和6年1月17日こ支家第24号</u> 児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、ひとり親家庭支援については、昨年12月21日に子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭への総合的な支援の充実策をまとめた「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」（以下「プロジェクト」という。）を策定したところです。 プロジェクトにおいては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することを盛り込んでいます。 また、毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制（集中相談体制）を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことを盛り込んでいます。 ついては、プロジェクトを踏まえ、ひとり親家庭の支援の充実につなげていただくよう、次の事項に十分留意の上、児童扶養手当支給事務の適切な執行をお願いします。管内市町村に周知方お願いします。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。 1. 児童扶養手当の現況届については、<u>対面による手続きのほか、地方自治体の判断により、ひとり親の負担や地域の状況等を考慮し、郵送やオンライン</u>	児童扶養手当の現況届等について 〔平成28年6月16日雇児福発0616第1号 各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部（局）長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知〕 改正 平成29年4月28日雇児福発0428第2号 児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、ひとり親家庭支援については、昨年12月21日に子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭への総合的な支援の充実策をまとめた「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」（以下「プロジェクト」という。）を策定したところです。 プロジェクトにおいては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することを盛り込んでいます。 また、毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制（集中相談体制）を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことを盛り込んでいます。 ついては、プロジェクトを踏まえ、ひとり親家庭の支援の充実につなげていただくよう、次の事項に十分留意の上、児童扶養手当支給事務の適切な執行をお願いします。管内市町村に周知方お願いします。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。 1. 児童扶養手当の現況届については、<u>現在においても特段の事情（※）がない場合には対面による手続きを行っていただいているところですが、現況届</u>

改 正 後	現 行
<u>による手続きを行うことは差し支えありませんが、その場合であっても、児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定している趣旨を踏まえ、必要に応じた電話確認や面談の強化等により、ひとり親やその児童に対する支援が十分に行われるよう、ご留意いただくようお願いします。</u> 2. プロジェクトにおいては、児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うこととされています。このため、「児童扶養手当事務処理マニュアル（平成22年8月）」により示している第4章その他留意事項の「XI. 適正受給」及び参考資料の「児童扶養手当の適正受給のための取組について」を引き続き参考にしていただき、新規認定や現況届時などの書類の確認については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施することについて、一層の徹底をお願いします。 なお、不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を一人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、児童扶養手当の受給に伴う確認等の手続きが過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。	<u>時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続きのより一層の徹底をお願いします。</u> <u>なお、所得による全部支給停止は特段の事情には当たりませんが、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ、受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情報が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合は、対面によらない手続きを行っても差し支えありません。</u> <u>※ 受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合</u> 2. プロジェクトにおいては、児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うこととされています。このため、「児童扶養手当事務処理マニュアル（平成22年8月）」により示している第4章その他留意事項の「XI. 適正受給」及び参考資料の「児童扶養手当の適正受給のための取組について」を引き続き参考にしていただき、新規認定や現況届時などの書類の確認については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施することについて、一層の徹底をお願いします。 なお、不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を一人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、児童扶養手当の受給に伴う確認等の手続きが過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。

雇児福発0616第1号
平成28年6月16日

改正 平成29年4月28日雇児福発0428第2号
令和6年1月17日こ支家第24号

各

〔	都道府県	〕
	指定都市	
	中核市	

 民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童扶養手当の現況届等について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ひとり親家庭支援については、昨年12月21日に子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭への総合的な支援の充実策をまとめた「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」（以下「プロジェクト」という。）を策定したところです。

プロジェクトにおいては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することを盛り込んでいます。

また、毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制（集中相談体制）を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことを盛り込んでいます。

については、プロジェクトを踏まえ、ひとり親家庭の支援の充実につなげていただくよう、次の事項に十分留意の上、児童扶養手当支給事務の適切な執行をお願いするとともに、管内市町村に周知方お願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1. 児童扶養手当の現況届については、対面による手続きのほか、地方自治体の判断により、

ひとり親の負担や地域の状況等を考慮し、郵送やオンラインによる手続きを行うことは差し支えありませんが、その場合であっても、児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定している趣旨を踏まえ、必要に応じた電話確認や面談の強化等により、ひとり親やその児童に対する支援が十分に行われるよう、ご留意いただくようお願いいたします。

2. プロジェクトにおいては、児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うこととされています。このため、「児童扶養手当事務処理マニュアル（平成22年8月）」により示している第4章その他留意事項の「XI. 適正受給」及び参考資料の「児童扶養手当の適正受給のための取組について」を引き続き参考にいただき、新規認定や現況届時などの書類の確認については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施することについて、一層の徹底をお願いします。

なお、不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を一人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、児童扶養手当の受給に伴う確認等の手続きが過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。